慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『思ひのままの日記』の成立：貞治・応安期の二条良基
Sub Title	The writing of Omoino mama no nikki : Yoshimoto Nijo during the Joji-Oan period
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1995
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.68, (1995. 5) ,p.20- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00680001-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『思ひのままの日記』の成立

――貞治・応安期の二条良基――

小川剛生

『思ひのままの日記』は、二条良基の多くの著作の中でも特異なものである。

この作品は、王朝の昔の如く朝廷の儀式が復興されたという設定で、一年間の宮廷生活の有様を日記の形で描いたものである。架空の年中行事日記ともいうべき珍しい作品で、「ことしはけふの節会より年の中の公事ども、ふるき跡をたづね、めづらしき事をおこさせ給ふ、すへの世の為にもとて、かたの如くかきつけ侍る也」とある如く、儀式書的性格もあわせもつ。

その成立時期は貞治五、六年頃（一三六六、七）、背景としては将軍足利義詮を対象とした、宮廷行事の啓蒙書という通説が大方の支持を得ているようである。

しかし、私見では成立は貞治より下ると思われ、成立事情についても再考が求められると思うので、以下そのことを述べてみたい。そしてこの頃の良基の活動・思想をよく反映した作品でもあるので、その点からも考察を加えた。なお、本稿における引用は東京大学総合図書館蔵写本（E二六・一〇〇五）によった。(1)

一

まず、成立年代に関する先行諸説とその論拠を簡単に整理しておきたい。

『思ひのままの日記』は、前述した如く、架空の宮廷社会を題材としているが、登場人物等が完全にフィクションであるかというとそうでもなく、むしろ執筆当時の良基をとりまく北朝の宮廷社会の現状をある程度反映している。それが成立年代の推定の材料となる一方、記事内容を、どの程度まで事実とみなしてよいか判断に苦しむ。

諸家の見解は次の如くである。福井久蔵氏…康暦二年（一三八〇）または永徳・至徳（一三八一～六）の頃。[2] 斎藤清衛氏…貞治四年頃。[3] 荒木尚氏…康暦・永徳頃。[4] 井上宗雄氏…康暦二年頃。[5] 宮内三二郎氏…応安三年（一三七〇）頃。[6] これらの大勢は康暦・永徳頃（一三七九～八三）成立としている。

これに対し、伊藤敬氏は「将軍の描き方が薄い点」から、康暦・永徳頃の、足利義満を常に意識していた良基の著述に属するとは考えられないとし、義満の父義詮を対象とした、貞治五、六年頃（一三六六、七）の成立ではないか、とする説を提唱された。[7]

さらに木藤才蔵氏はこの説を補強し、作品中から年代推定の手がかりとなるべき徴証を十二箇条列挙された上で（これについては後述）、それらをすべて満足する期間というのは得られないので、「事実を反映したもの以外に、良基の願望や公家・武家にとってあらましい状態を述べた記事が交っているということである」と述べられ、延喜天暦の如き理想的な時代の到来を願って、軽い気持ちで筆をとったものとされた。かつ貞治六年の中殿御会に参仕し、本格的に公家社会を往来するようになった義詮を念頭に置いていると考えられるから、義詮の没する貞治六年十二月以前の執筆と結

論された。[8]

現在まで、これに反対する説は提出されておらず、ほぼ通説として受け入れられているようである。他の良基の著作との関連でいえば、『さかき葉の日記』『雲井の花』と同時期ということになる。

二

『思ひのままの日記』には、良基の貞治・応安期の伝記的事実に直接材をとった記述が見出だせる。これは作品の成立に重要な示唆を与えるので、いくつかを検討したい。

元日節会に続く小朝拝の有様を描いた部分に次のようにある。

前関白大殿にて、嘉保よりこのかた、かしこき代々の跡をたづねて、小朝拝に立つ。（中略）前関白・関白両人ねる。これもめづらしき事なるべし。大殿笏をつきて宿老の拝とかやを用ゐらるゝ。元弘にも故殿かやうにふるまはれけるとかや。

この節会に登場し、「宿老の拝」をした「大殿」とは良基、元弘の「故殿」とは良基の父道平を指すことは確実である。

ところで、応安四年（一三七一）、良基は内大臣勧修寺経顕から、拝賀の時の御前での拝礼作法につき相談を受けた。前内大臣転法輪三条公忠から「普通拝舞」するように指導され、当時七十四歳で身体上の不安を覚えた経顕が、拝舞を省略してもよいかと尋ねたのに対して、良基は『松殿抄』[9]から、老人の拝礼につき抄出し、さらにその説を裏付ける記録を引勘して一紙を送っている。公忠の日記『後愚昧記』の附帯文書群の一つ、「応安三年同四年内大臣故実文書」（大日本古記録による。原題は「諮問抄」）にこれが載せられているので、次に引用する。

老人略舞踏事二条前関白注遣内府、経顕公云々、

老人拝事、

松殿入道関白口伝抄云、七旬人不拝舞、初拝之時跪地、一拝之後置笏、踏地也、最末拝之後起立也、

以上当流用此説、建武大閤(二条道平)、貞治小臣(二条良基)、小朝拝之時隨此例了、

同抄云、後三条院拝礼之時、延久、大二条(藤原教通)関白用此礼、鳥羽院拝礼之時、仁平、八条太(三条実行)相国又隨此例、

以上松殿抄

(中略)

杖レ笏事、

曲礼云、五十始杖、ツエツク

老人拝之時、以笏為杖起、此儀也、俊房公以下、節会謝座之時如此、当家又用此儀也、

傍線部、『松殿抄』の説により、道平と良基が小朝拝で笏を杖にして老人拝をしたと述べられているが、『思ひのままの日記』の内容と一致すること、言を俟たない（建武元年は元弘四年）。貞治年間に正式な形で小朝拝が行われた年は、三年と六年のみであり、良基が「老人拝」をしたのは三年の可能性が高い。(10)

以上の事からして、『思ひのままの日記』成立の上限は貞治三年という事になる。

この背後には、勧修寺家は代々二条家の家礼であったのに、経顕が公忠の指南を受けたことに良基が立腹し、経顕から相談された機会に、公忠の先祖八条相国実行が拝舞を省略して老人拝をした例を指摘し、もって公忠の説の不当なることを経顕に示そうとした意図があったらしい（後愚昧記　応安四年五月十七日条）。ここでは良基が経顕のために殊

更この老人拝の先例を持ち出した応安四年という年紀に留意する必要がある。

それから『思ひのままの日記』には、

さても大内はたへて久しくなり侍る上、この比は相応せざれば、閑院の指図に東宮の御方を加へて、近く貞和に沙汰ありし指図召し出してつくらる。

という内裏再建の描写がある。大内裏は鎌倉初期に廃絶し、鎌倉中期の閑院内裏と、末期の二条富小路内裏が比較的規模の大きい里内裏で、ともに西園寺家の主導と幕府の援助により造営されている。(11) 南北朝時代、内裏は土御門殿であったが、それでも何度か鎌倉時代の先蹤を追い内裏の再建が検討されている。

ここで「貞和に沙汰ありし」とは、貞和元年（一三四五）七月足利尊氏より執奏のあった内裏再建計画を指す。『園太暦』貞和二年五月十五日条によれば、洞院公賢は富小路内裏の指図を良基にも示して意見を聞いているから、『思ひのままの日記』の記事も全くの虚構ではなく、この経験に基づいているのである。

さらに貞治四年二月にも内裏再建の沙汰があった。『師守記』同年六月五日条によれば幕府から西園寺実俊を通して用地・奉行の撰定、諸国段銭につき申し入れがあり、これを受けて後光厳天皇は三月八日、良基以下の重臣に諮問した。奉答の内容は『師守記』に録されている。良基は、

承和始而幸冷泉院以来、里内雖有其数、模中重被設大廈之構者、一条院・冷泉院・高陽院・六条院・土御門殿・閑院、近則富小路殿等也、此内自余処々、非当時相応之勝形歟、於閑院者、為後三条院登極之地、迨于後深草院、代々聖皇之震居、度々経営之名跡也、就中文治天下草創之最初、鎌倉右大将修造之後、至建長武家造進之、佳躅何求例於外哉。

と閑院を強く推した。この内裏再建も幻に終わったが、『思ひのままの日記』における内裏が閑院を擬しているのも、良基の主張を如実に反映しているのである。

以上の例で分かるように、『思ひのままの日記』には、執筆時と時間的に近接した、作者の体験がかなり生々しく投影されていることが予想される。その意味で六月廿日頃の事として描かれた、二条殿への行幸が注目される。

六月廿日比いと暑き比なれば、泉もてあそび給ふとて二条の家に行幸あり。御方違の由なり。あるじの殿たちゐけいめゐせらる。山の姿・水の心ばへいと面白し。

と始まり、以下庭園の景観、三船の遊び・競馬・蹴鞠・詩歌合などの有様を詳しく叙述するが、この華やかな遊覧は『源氏物語』常夏巻によった虚構であるにしても、行幸そのものは、事実を踏まえているのではなかろうか。

二条殿への行幸・御幸は、戦乱を避ける等の緊急の場合を除けば、応安四年七月二十五日の後光厳院のそれが知られる。近衛道嗣の『後深心院関白記』に、

入夜新院御幸二条前関白第。寝殿已下荒蕪之間直幸水閣云々、前内府（正親町三条実継）実　帥大納言（同実音）　藤中納言（柳原忠光）　左大弁宰相（万里小路嗣房）等参会云々、

とある。良基と疎遠な道嗣は、「寝殿已下荒蕪」と悪口を書いているが、水閣（泉殿）で酒宴があった事は『思ひのままの日記』とほぼ一致する。後光厳院の外舅実継・実音兄弟以下の重臣と殿上人・北面・随身らが参入し、良基側も接待に気を使い、引出物等多くあったことは『師守記』『吉田家日次記』にも記されている。

『思ひのままの日記』は二条殿の庭園の美を強調する。これは庭園をこよなく愛していた良基が、この応安四年の御幸を記念すべきものと考え[12]、その事実をふくらませて描いたものとみることは許されるように思う。

ついで、九月の事として、次のような記事がある。

今年は斎宮群行あれば、野宮の秋のけしき、昔おぼえたる事ども多かるべし。群行の日、大極殿の儀式、わかれの櫛などさし給ふ程おぼしめしいづるためしもありけんかし。長奉送使は権大納言つかふまつる。伊勢路のおかしき心ばへなど定めてこの人記しをかれ侍らんかしとゆかしくぞおぼえける。

これも、当時廃絶して久しい斎宮の群行の儀で、『源氏物語』賢木巻の、

十六日、桂川にて御はらへし給ふ、つねの儀式にまさりて、ちやうふそうしなど、さらぬ上達部も、やむごとなく、おぼえあるを、えらせ給へり。…斎宮は十四にぞなり給ひける。いとうつくしうおはする様を、うるはしう、したてたてまつり給へるぞ、いとゆゆしきまでみえ給ふを、みかど、御心うごきて、別れの御櫛たてまつり給ふほど、いとあはれにてしほたれさせ給ひぬ。

という文章を下敷きにしている。

一見して『源氏物語』に拠ったと分かる箇所で、「長奉送使」を勤めた「権大納言」に注目したい。書きぶりからすれば、実在のモデルがいて、かつそれは良基に好ましい存在であることを示唆していよう。

良基周辺の公家で、『源氏物語』に関係するといえば、ただちに四辻善成の名が想起されるであろう。善成は貞治年間、既に『河海抄』を完成し（珊瑚秘抄奥書）、貞治四年十月、良基家における『光源氏一部連歌寄合』の撰定にも「四辻宮二位中将」として名を連ね、源氏研究には既に相応の実績があった。(13)

順徳院末流の宮に過ぎなかった善成は臣籍降下後、久しく中将の官に在ったが、貞治六年（一三六七）六月二十九日、いきなり権中納言に任ぜられた。良基の引き立てがあったものと見て間違いない。(14) さらに応安三年十一月十九日、

権大納言に昇った。『思ひのままの日記』はモデルの官位を忠実に反映しているかどうか微妙であるが、まさか非参議の者を権大納言として描くことはしないであろうから、これもその成立が貞治六年以後ということを示していよう（中納言の時に、昇進させて権大納言と表示する事はあり得るであろう）。

さらに、『思ひのままの日記』に二箇所現れる議定の記事を検討してみたい。

・まことや議定始、両殿以下人々七八人さぶらふ。神事興行やがて定め申すまゝにをこなはせ給ふ。今年よりは式の議定の外に、神事・任官・公事興行の事、別して日を置かるべしなどぞきこえし。

・三度の議定、庭中の雑訴などの外に神事・仏事・諸道興行の評定臨時にあり。

この議定においては、普段とは異なり「神事任官公事」について特に「興行」が諮られた旨が記されている。

これを現実の北朝政務運営に照らし合わせると、応安四年九月二十六日に開かれた後光厳上皇の院評定始が注目される。良基以下五名の評定衆の参加のもと、政道興行の為に八箇条を議決した、意欲的なものであった。(15)

今まで見て来た如く、『思ひのままの日記』の成立がほぼ応安四年ないしそのごく近い過去の出来事を題材にとっているとするなら、本文に二度にわたって、「議定始」で諸道興行がはかられたと記される意味も自然に理解されよう。

三

『思ひのままの日記』の記述に反映している良基の伝記的事実を個々に検討すると、成立は通説の貞治五、六年ではなく、もう少し後の時期、具体的には応安四年前後を指し示していると思われる。

それでは、木藤氏が挙げられた、作品中の十二の徴証が応安四年前後の状況に適合するかどうか、検証してみたい。

作品成立の上限は貞治三年なので、その範囲内に位置する条件のみ吟味した。（）内は木藤氏の掲げられた条件の番号である。

(1)この十とせあまり、おさまりかね侍りつるよもの波風名残なくしづまりぬれば。

冒頭の一文である。文和・延文年間、後光厳天皇は南軍の進入によりしばしば美濃近江への蒙塵を余儀なくされ、治まった世とは言いがたい時勢粧であった。しかしそれも康安元年（一三六一）が最後で、以後南朝が京都を奪回することはなかった。貞治二年（一三六三）には、山陰地方の有力な南朝方勢力、大内弘世・山名時氏があいつぎ幕府にくだり、北朝にとっての軍事的な脅威はほぼ消滅した。従って貞治二年を起点にして「この十とせ余り」を最も素直に解釈すれば、応安五年（一三七二）より後を指すことになる。

(2)関の外をば鎌倉の武衛いみじくおさめて。

鎌倉の武衛（兵衛督）とは、足利基氏か、その息氏満か、見解が分かれている。基氏は延文四年に左兵衛督に、氏満は康暦二年に任ぜられている。木藤・伊藤両氏は基氏を比定する。基氏は貞治六年四月二十六日に没したので、応安四年の時点では、鎌倉府の主は氏満であった。この点は名将の誉れ高かった基氏の印象がなお強烈で、ここに登場させたものと見るほかない。

(3)前関白大殿にて…前関白・関白両人ねる。

前関白＝大閤＝大殿、関白は大殿の息という設定がなされている。応安四年の時点では、大殿は良基、関白はその長男師良（応安二年十一月四日任）で整合する。

(4)太政大臣。

この太政大臣は、作品の終わり近くの野行幸の場面で、雉を奉った「源氏の太政大臣」であろう。また、

太政大臣れちにはくははらでわきよりのぼりて奥の座にさぶらふ。これも古き例なるべし。

と元日節会で古儀を維持する人として描かれている。これには久我通相を宛てるのが相応しい。公事には一家言持ち、良基がかつて除目の説を授けようと申し出たのを拒否したこともある。[16] 通相は貞治五年八月二十九日に太政大臣、七年三月二十一日上表、応安四年七月十四日に四十六歳で薨去しているので、良基が彼をモデルに登場させる事は一応可能である。

(5)中務の親王当代の宮にて。

この中務卿親王は、諸説、該当者なしとしている。北朝の天皇の皇子ではこういう親王はいないが、亀山院の孫、常盤井宮全仁親王は、中務卿に任ぜられており、貞治六年七月十九日に薨去（後愚昧記）。「世のおもはせ人のもてなし給ふ事かぎりなし」という宮であったかどうか分からないが、一応、応安よりさほど遠からぬ過去に中務卿親王が居た事は記憶しておいてよい。また、この記述も、同じ南北朝時代成立の『増鏡』春の別れに、後醍醐の一宮中務卿尊良親王が踏歌節会に出仕したことにつき、「正月の十六日の節会にめづらしくいでさせ給ふ、御門も徳治の頃帥にて七日の節に

いでさせ給へりしためし、おぼしいづるにや。大方古く皆さこそありけれど、近頃はいたくかやうにはなかりつるを、御子たち御冠の後はいづれも昔おぼえて、さるべき折々いで仕へさせ給ふめり」とある如く、親王の節会出仕が良基持論の古儀復興にふさわしい事柄だったと解しておけば足りるであろう。

(6)将軍大将かけて本陣に供奉す。

木藤氏は、貞治六年ならば足利義詮に大将兼任の夢を抱かせてよい時期、と解釈された。ただし義詮は大将を兼任することなく薨去したので、ここは(2)と同様、虚構ととっておくほかない。

(8)西園寺大将奉行す。

木藤氏は「西園寺某を西園寺大将と記し、鎌倉の公方を鎌倉の武衛と記さなければならない理由は考えにくいから」事実を反映した官位表記ととる。西園寺家の人物が大将を兼ねていたのは、実俊の延文五年十一月から貞治六年正月の期間だけとなり、通説の根拠の一つはここにある。ただし実俊は貞治三年三月には既に内大臣、同五年八月には右大臣に任ぜられ、通説の如くとすれば『思ひのままの日記』が実俊を「西園寺大将」と表記するのは腑に落ちない。実俊の嫡子公永（応安四年に十九歳、従二位権中納言）が、永和四年（一三七八）に右大将を望み、諸方面に運動したことが『後愚昧記』同年四月十七日条に見えることを指摘しておく。

これは先ほど貞治四年の内裏造営企画について触れた通り、この時代の内裏の造営を西園寺家の当主が奉行する慣例があったことを言いたいのであろう。貞和の沙汰の時も「上卿先々大納言歟、竹林院大納言雖為其仁、当時不及細々出

仕之上、毎事無沙汰候歟」（園太暦　貞和二年五月十五日条）と、竹林院（西園寺）公重の名があがっている。

⑽大殿も…三度の再任して。

良基が関白を正平一統で奪われ、後光厳院の践祚とともに復任した事につき、関白職を保証されたものか、あるいは還補と思っていたかという問題があるが、これは疑いなく後者である。[17] 従って、こう自称しうるのは、貞治六年八月から後小松院の摂政に還補される永徳二年四月までの間である。

良基の摂関職への執念がおそろしく強かったことはよく知られている。現に貞治六年八月に関白を辞任した時も、なかなか承諾しようとしなかったといわれる。[18]

通説によれば、『思ひのままの日記』はその関白辞任前後の成立となる。いまだ現任の関白であるうちに、あるいは辞職させられた直後の憤激収まらぬうちに、自らを前殿・大殿として作品に描くであろうか。虚構でも絶対に良基はそんなことをしないであろう。ここに通説の最も大きな問題点が存する。しかし辞任から数年たち、名実ともに大殿として振る舞っていた応安四年頃ならば支障ないと考えられる。

⑿天龍寺供養

貞治六年三月に火事に遭い、応安六年九月にも焼けている。[19] 木藤氏の説の如く、再建供養のことを描くから、焼失の直後であってはまずいとなると、貞治六年に再建を遂げた建物が、応安六年に焼けるまでの期間を考えてもよいわけである。

以上であるが、応安四年前後という私見に特に不都合なものはないようである。また通説の根拠の一つとされた、(2)「鎌倉の武衛」・(8)「西園寺大将」も必ずしも事実を忠実に反映させた呼称であるかどうか疑問であり、そもそもこの作品は、普通の日記のように、登場人物の官位表記から成立年代を推定するやり方は、余り有効ではないようである。

むしろ作者が体験見聞した事柄が、ある程度の時間を経て作品内部に投射されていることに注意を払うべきであろう。作品に題材として取り込まれた二条殿行幸や評定始などの出来事が、応安四年前後に集まっていることから、作品はそれからさして時を隔てない、応安五、六年の成立であろうという推測は成立すると考えられる。

ついで視点を改め、作品成立の背景を考察したい。

四

応安四年、良基は五十二歳である。この年三月、後光厳天皇は譲位し、院政を敷いた。『思ひのままの日記』の終わり近く、

この面影は、としごとの事になりて、卅余年御位をたもたせ給ふ、ありがたきためしなるべし。後の嵯峨院にもたちかへらせ給たる、猶行末の御さかへおもひやるべし。

とあるのは応安五、六年頃成立という私見とどう係わるであろうか。まずこの点を取り上げたい。

従来、北朝には三十年在位という例はなく、伊藤氏は北朝の皇統におきかえての表現と解釈され、光明天皇の践祚した建武三年（一三三六）から三十年と計算された。木藤氏はこの説に否定的であるがこれにかわる見解を示されてはい

ない。

私は、これを北朝としては異例に長い在位（満十八年半）を保った後光厳上皇を意識した言葉と考える。後光厳は、譲位後も院中に政を聴いた。森茂暁氏によれば「前代の親政の主催者がひきつづき院政を開いた点」は「北朝にとって初めてのこと」だったのである。[20] その点でも、後深草天皇に譲位後ただちに院政を開始し、以後廿六年にわたり政務をみた後嵯峨院になぞらえて「猶行末の御さかへおもひやるべし」とことほぐのは、後光厳院政の前途に対する祝言と考える外ないのである。当然この作品は院の崩御（応安七年正月）以前に執筆されたものとなろう。

良基の著作活動の中での位置づけも変化を迫られる。まず足利義詮を対象として書かれたと考える必要はなくなるであろう。とすれば、良基がこの作品の読者として想定していたのは、新帝の後円融辺りではなかったであろうか。

前述の如く、院政開始直後、後光厳の政務運営への熱意は強く、良基もその枢機にあずかっていた。後光厳・後円融の父子が念頭にあるとすると、この作品は新帝の代の理想的な未来を描き出した、一種の見取り図と位置づけることが出来よう。

ところで、作品中で見逃してならないのが、跋文である。

この日記は春日の神の御つげなれは、みん人はよろづのねがひかなひ、思ふ事あるまじと人のしけんにて侍るとかや。

とある。管見の限りではこの跋文に言及した論は見あたらない。

これはすべての伝本に付され、作者良基の自跋と考えられるが、文意が曖昧で理解しにくい。第一の疑問は、何故この日記が「春日の神の御告げ」なのか、である。

これに関係すると思われるのが春日神木の入洛である。さきの評定始の直後の十二月二日、南都衆徒たちは神木を奉じて入京、大乗院門主教信・一乗院門主実玄の悪行を訴え、両名の罷免を強訴した。神木動座というだけで朝廷の公事には様々な制約が生じた。まして入洛となれば非常事態で、藤原氏の公卿は全く公事に参仕できないのである。

後光厳院は、何とか後円融の即位式だけでも挙行せんとし、種々南都にはかったが、衆徒は頑としてうけいれず、この月のうちに、上皇の意をうけ活動した院司の柳原忠光・広橋仲光・万里小路嗣房・中御門宣方を次々と放氏（藤氏身分の剝奪）した。森氏前掲御著によれば「上皇の信頼厚き有能な側近」の四人の放氏は、後光厳院の「手足をうばうに等しい」処置であった。

新帝が即位式すら挙行し得ず、日常の公事も異姓の公卿によって細々と行われている有様を、北朝第一の重臣たる良基も座視してはいなかった。良基が何とか神木を帰座させようとして南都との交渉に尽力した様は『寺訴引付日記』などに明らかである。[21]

しかしこれは、応安六年八月七日、衆徒たちが良基を放氏するという惨めな結果に終わった。「執柄以上之人殆無其例歟」という珍事であった（後愚昧記）。さらに後光厳院は翌七年正月に発病、二十九日崩御、院政はその機構を殆ど発動させないまま終了する（神木が帰座したのは同年十二月十七日のことであった）。後光厳院政の実態はこのように不首尾なものであった。

作品と応安の神木との関係を持ち出すのは、いまだ早急かも知れない。しかし、応安五、六年頃の成立という私見からは、どうしても神木入京により変則・停止を余儀なくされた朝儀と良基の立場とを視野に入れなければならない。

放氏との先後関係ははっきりしないが、交渉の努力が実を結ばず、帰座の見通しがつかぬ時に、良基は『思ひのまま

の日記』を執筆し、せめても作品世界の中で理想とする王朝盛代を再現したのではないか。朝儀の正常な遂行を妨げているのが神木であるという事実を前にして、良基がこの『思ひのままの日記』を春日明神の示現とし、「見む人はよろづのねがひかなひ、思ふ事あるまじ」と述べる跋文は、彼の嘗めた挫折感を遠景にし、良基自身の「ねがひ」、朝儀の復興への意志表示と推察されるのである。

五

以上、この『思ひのままの日記』の成立と執筆意図につき、私見を提示し、様々な面から考察を加えてきた。

『思ひのままの日記』にとりあげられた儀式については、木藤氏が要領を得た整理をなされている。『江家次第』と『建武年中行事』の影響が大きいという。作品が『江家次第』を重視しているのは、

まだ巳のときに御薬の儀始まる。これは例の事なれど、江次第などにまかせて興行せらるゝ事多し。

という記述でも明らかである。

そしてこの頃の良基の公事研究の深化を知る上で重要なのは、万里小路時房の『建内記』永享十一年（一四三九）二月二日条である。

前摂政（一条兼良公）被読江次第、多年発機、当年日野大納言（資広）・大外記業忠勧申之、仍被談之、故円明寺・後称念院被談之、貞治年中後普光園被談之、其後無此儀、再興云々、

ここから、貞治年間に、良基が禁中に於いて『江家次第』を講義した事実が知られる。良基以前には一条実経と鷹司冬平の先例があるという。いずれも有識でならした関白である。『思ひのままの日記』の朝儀の描写は、そういう儀式書

研究の成果の一つと見なしてよいであろう。

それでは、作品中の儀式の描写は、北朝の実際の朝儀とどのような関係にあるのだろうか。このような作品で理想的世界を構築するのは、現実に対して相当の問題意識を抱いていたからであろう。

その意味で『二条良基内奏状』は絶好の資料である。[22] この奏状は勅問に対して、神事・仏事・徳政の各項目につき、興行すべき諸点を挙げ、意見を述べたものである。これと、当時の公家日記をもとに、貞治応安頃の朝儀衰退の実態を検討してみたい。

〔記録所沙汰〕

記録所には日ごとの着到一日も欠きたるものをばやがて衆をのぞかる。明経明法の輩、記録所にて常に本書を講ず。簾中にてきかせ給。道の興行、人の稽古、いづくにかくれあるべしとも見えず。

『師守記』貞治六年九月十六日条

今日記録所庭中并雑訴沙汰等無之、依無伝奏、今季于今不被行之、

記録所は「禁中にて諸人の訴訟を判断せらるゝ所なり」（百寮訓要抄）。その審理の円滑化は鎌倉中期以来、王朝が常に取り組んできた最重要課題であった。しかし『師守記』によれば後光厳親政末期には記録所の活動はまことに低調であった。良基がいかに理想を書いているか分かるであろう。

また、北朝の神事・仏事の停廃については大方の予測がつく所であろうが、

〔諸社の祭―二月〕

諸社のまつりども、近頃参らぬ諸司いしいしまで

『吉田家日次記』応安四年十一月十六日条

今日園・韓神祭延引云々、依無幣料云々、希代事

もと、のへさせ給ふ。次第たがはずみな本社に参りて行ふ。いとめでたし。

〔仁王会・季御読経―二月〕

臨時の仁王会、季御読経などいふことゞも、月たがへず皆行はせ給ふ。

二月に「諸社の祭」として描かれているのは、いわゆる園・韓神社祭である。当時は、こういう諸社の祭を行い得る状態ではないばかりか、神社自体が破壊されたままになっていた。『二条良基内奏状』（以下『奏状』と略）は修復を進言しており、

至如諸社破損者、不可勝計間、近日不可有遵行之実歟、爰園韓神社、延暦遷都之時、欲奉渡他所、而在宮中可奉守王城之由有託宣、仍不改本座宮内省在之、尊崇異他、近年徒余此地、更無其社、雖如形被営造之条可宜乎事、

とある。季御読経と仁王会も国家の重要な仏事であるが全く挙行できなかった。『思ひのままの日記』と『奏状』の文章とが表裏一体をなしているのが一目瞭然である。

良基の理想という点では次のような事例もある。

〔法勝寺再建〕

さても〳〵法勝寺の九重の塔は康永にやけたりしをつくりたて、供養せらる。建仁の例とぞ聞えし。行幸行啓ありて公卿卅人計さぶらふ。惣礼には大

也、但仮殿於今顛倒、旁以不可行祭礼歟、延引尤宜歟、

『二条良基内奏状』

且又仁王会・季御読経近年一向中絶、相構可有興行事、

『二条良基内奏状』

法勝寺者、百王鎮護之地、一天無双之場也、而九重塔婆已化灰塵、三宝凌夷尤銘丹府、縦土木之殊功雖不及、堂宇之破壊難点止、任本願御祈請、尤

臣三人ねる。これも建久東大寺供養の例なるべし。
この御塔供養せさせたまひぬる事まめやかにめでたし。仏法王法の興隆とぞ世の人はの、しるめる。

可有興行之沙汰歟、将又後醍醐院御菩提事、殊被挿　叡慮可有祈謝、此条深有存旨事、

法勝寺は白河法皇の勅願で建立され、その九重の大塔は院政の記念碑であり、公家社会のシンボルでもあったが、康永元年（一三四二）九月に焼失して後は再建されなかった。

『奏状』で再建を強く訴えた良基は、『思ひのままの日記』でたちまちに九重塔の再建を実現させたのである。『思ひのままの日記』が現実の反転図となっていると同時に、良基が荒廃した現実に対して抱いていた理想を具現した作品である事をよく物語っていよう。

六

このように見てくると、『思ひのままの日記』が良基の創作の中で占める位置も明らかになろう。この作品からくみとれる良基の思想についてまとめてみたい。

『奏状』は、伊藤氏の説の如く、康安元年（一三六一）のものだとしても、ここで良基が「可有沙汰条々取当時要」と題した事柄は、応安にもそのまま北朝が抱える現実であった筈である。

良基の著作は、しばしば朝儀の衰退を歎き、廷臣の無気力を憤る。[23] 彼が朝儀復興を生涯の目標としていたのは何度も説かれている。貞治頃の朝儀はかくも荒廃したものであったが、この頃、『江家次第』の講義に見る通り、良基の関心は王朝時代の古儀の究明へと向かったのであろう。

良基は、後光厳院の深い信任を得ており、譲位に当たって何度か相談を受けた。[24] 譲位当日には新帝の元服次第を作成し、践祚のための土御門殿への移御に同車、調度一切を沙汰するなど、践祚の儀の中心的役割を果たしている。[25] 気分を一新して意欲的な政務にとりくむ後光厳院政の中枢にあって、新帝後円融の代に期待する所は非常に大きかったであろう。

しかし政道興行を議決した評定始の直後に、神木の事件が起こり、ようやく実現に向かって動き出したかに見えた朝儀復興も画餅に帰してしまった。治まりかけた時勢の中で開始された新帝の代が、衆徒たちの理不尽な要求のために、即位式すら行えぬまま、むなしく過ぎてゆくなかで、主に比較的最近の出来事を題材にとり潤色しつつ、せめて新帝の代のあるべき姿を描いて、帰座実現後の後光厳院の治世前途を予祝し、後世へ残そうとしたのが『思ひのままの日記』であったと結論する。

この作品についてはまだまだ述べることが多い。詞・構想・場面など『源氏物語』に著しく負っているし、諸儀式書との比較考察も残っている。ただ「後光厳院殿御代独歩、天下公家政務殆在掌」[26]といわれた、貞治・応安年間の二条良基が目指していた理想を最もよくこの小品に見ることが出来るのである。

注

(1) 『国書総目録』『古典籍総合目録』等によれば、『思ひのままの日記』の写本は現在十九本が知られる。このうち室町時代にさかのぼるものは確認されていない。これらの写本の本文を調査すると、(1)一条兼良自筆本系統 (2)扶桑拾葉集系統 (3)片仮名本系統、の三つに大別されるが、(2)(3)も(1)から派生したと思われ、基本的に同系である。ただ(3)は末流で、本文はかなり粗悪である。

(1)には静嘉堂文庫蔵延宝八年写本、北野天満宮蔵本、お茶の水図書館成簣堂文庫蔵本などが属するが、そのうち東大本奥書には、

右之一帖者一条兼良公以／御自筆写之　数校畢／正保二年仲春日
右笠井氏正奠に請て又書写了／正徳五年初秋日　太田義矩

とある（類従本にもこの奥書がある）。

(3)に属する静嘉堂文庫文庫蔵江戸中期写本にも、

此一策者二条良基公之所撰也此一策拝／借而一条藤大閤御所自筆之巻深珍焉云々

と奥書があり、これらの写本は、江戸時代に入ってから、「一条兼良自筆本」という同一の祖本から派生していったことを窺知させる。ところで、東京大学史料編纂所蔵『一条家書籍目録』には、確かに

思ひのまゝの日記　後成恩寺殿御筆　筥入　一巻

とあり（一三四オ）、諸本の奥書のいう所も一応信が置けるようである。この兼良自筆本は、戦災で焼失してしまったと思われる。

(2)『二条良基』（青梧堂　昭一八・七）
(3)『南北朝時代文学新史』（春陽堂　昭八・四）
(4)『群書解題』八（続群書類従完成会　昭三六・四）
(5)『中世歌壇史の研究　南北朝期』（改訂新版　明治書院　昭六二・五）。
(6)『とはずがたり・徒然草・増鏡新見』（明治書院　昭五二・八）第三篇・増鏡　第五章「増鏡と『思ひのまゝの日記』」
(7)『新北朝の人と文学』（三弥井書店　昭五四・一一）、「良基の著作」。
(8)『二条良基の研究』（桜楓社　昭六二・四）、第二編　作品研究　第七章「『思ひのままの日記』」。ところで、静嘉堂文庫蔵天明六年写本の本奥書に

右思のまゝの日記ハ後普光園院殿（二条関白良基公）の御記也　元弘の比より打つゝきたる兵乱にて朝廷の公事とも絶て行ハれさりしを後光厳院の御代に至りて世の中しつまりしかハ貞治六年に久しく絶たりし公事ともをこと〳〵くおこして旧にかへし行はせ給ひし事を記さしめ給ひしなり

安永五年丙申夏五月十七日『加朱書了』(朱書)
伊勢平蔵貞丈伝写

とある。伊勢貞丈はこの作品を貞治六年の日記と考えていた。普通の日記というのは容認し難いが、貞治六年という推定がなんらかの根拠にもとづいていたものなのか、知りたい所である。

(9) 菩提院入道関白藤原基房（一一四五～一二三〇）の公事に関する故実書。散逸しているが、中世の記録にまま引用が見られる。細谷勘資氏「摂関家の儀式作法と藤原基房」（渡辺直彦氏編『古代史論叢』　続群書類従完成会　平六・七）参照。

(10) 貞治年間の小朝拝の挙行については次のようになる〔○＝挙行。△＝変則・略儀。×＝停止〕。元年　×（天皇不在で一切の行事無し。続史愚抄）。二年　△（日吉神輿動座中。後愚昧記）。三年　○。四年　×（光厳法皇の諒闇）。五年　×（春日神木在洛で儀式なし。具通公記）。六年　○。七年　×（前年足利義詮没により停止。後愚昧記）。

このうち三年は良基の出仕が確認できる（後深心院関白記・後愚昧記）。さらには町広光（権大納言・大宰権帥に至る、一四四四～一五〇四）編『小朝拝部類記』（続群書類従巻二五九）に「入御之時関白候御簾例」として、

貞治三正一殿記云、予揖帰着堂上、則候御簾、是一説也、常儀不然、雖然依有所存如此進退。且建久以来度々例也。

『殿記』という記録が引かれているが、紛れもなく二条良基の（漢文）日記の逸文である。この時良基は関白拝賀もあわせ行ったから、「宿老（老人）拝」はこの時にしたと考えて間違いないであろう。

(11) 橋本義彦氏『平安貴族』（平凡社選書　昭六一・八）II、「里内裏沿革考」。

(12) 『筑波問答』にも二条殿の水池を冒頭に描く。良基の絶筆「二条押小路家門亭泉記」（お茶の水図書館成簣堂文庫蔵）も庭園への愛着を示す資料である。これによれば光厳院の宸筆で、庭園の十の名勝に名を賜ったというが、後光厳院の誤りであろう。

(13) 加藤洋介氏「二条良基周辺の源氏学―国文学研究資料館蔵『光源氏一部連歌寄合』の紹介と翻刻―」（国文学研究資料館紀要一八　平四・三）による。

(14) 善成の権中納言の奏慶に良基随身の衛府長を相具したのも（後愚昧記　貞治六年八月十八日条）、良基との深い関係を

示す一例である。

(15) この時の評定案は、宮内庁書陵部蔵「応安四年御定書」によって知られる。森茂暁氏『南北朝期公武関係史の研究』（文献出版　昭五九・六）第三章「北朝の政務運営」から御学恩を蒙った。

(16) 『園太暦』延文四年三月二十三日条。通相には叙位次第書『千種御抄』の著がある。

(17) 『良基公作進大嘗会進退』（広橋家旧蔵。国立歴史民俗博物館蔵）は、足利義満のために、永徳三年の後小松天皇の大嘗会に於ける内弁作法を記した次第であり、巻尾に自ら「摂政四度再任揚名介作進之　良基」と記している。後小松の摂政が四度目であるから、貞治年間の関白は三度目である。

(18) 『師守記』貞治六年八月二十七日、二十九日条。

(19) 『康富記』文安四年（一四四七）七月七日条に「天龍寺炎上年々事」が録されている。

(20) 注15と同じ。

(21) 内閣文庫蔵。『大日本史料』六ノ三六補遺に所収。応安五年十二月から翌年正月にかけて、院・良基・武家・興福寺の間で取り交わされた文書を録する。

(22) 従来『砂巌』に収録され「就勅問言上書」として知られていたが、その親本らしき東山御文庫蔵古写本（六七・六・一〇）の存在が報告された。引用はその紙焼を用いる。『後深心院関白記』応安四年八月五日条によれば、評定始にさきだって「可有沙汰題目」を評定衆に提出させている。『奏状』の巻末は「八月十一日　従一位良基上」、従って応安四年のものである可能性もあるが、伊藤氏前掲御著によれば、地震のことが多く見えるから、康安元年（一三六一）のものであるという。

(23) 『永和大嘗会記』に、

このころはたゞ富貴の人の華美を好むをば目出たき事と心得、清貧の人の学問などして古儀をおもふをば見苦しくきたなき事に申し侍り。日にしたがひて素飡大飲の人のみ時にあひ侍る。神国の風にはかやうには侍らじとぞおぼえ侍るなり。

あるいは『百寮訓要抄』に

凡延喜天暦以往は賢才によりて登庸せられし也。村上円融以後は重代計を賞して其身の堪否をえらばれず、是末代

政の陵遅の故也。

とある類。

(24) 『後光厳院記』応安三年九月十八日条、同四年二月二十四日条ほか。

(25) 『迎陽記』応安四年三月二十三日条。『仲光卿記』(柳原第行幸親王宣下記)同年三月二十一日条。なお『後光厳院譲位記』(続群書類従巻二七七)は作者不明とされているが、良基の記録であろう。

(26) 『荒暦』応永元年(一三九四)十一月六日条。

*本稿所引の資料の底本は左の通り(順不同)。

後愚昧記・建内記(大日本古記録)。後深心院関白記(陽明叢書・記録文書篇4)。園太暦(続群書類従完成会刊本)。師守記(史料纂集)。吉田家日次記(大日本史料)。荒暦(柳原家記録)。源氏物語(古典文学大系)。増鏡(講談社学術文庫)。